

政令第百五十六号

防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第五項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「令和五年五月十六日」を「令和十年五月十六日」に改める。

（統計法施行令の一部改正）

第二条 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「平成三十五年五月十六日」を「令和十年五月十六日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。